

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(現状分析)

本市の市街地は第二次世界大戦でその約93%を焼失したが、戦後いち早く戦災復興土地区画整理事業に取り組み、約1,044haに及ぶ基盤整備を行い、今日の市街地構造の骨格が形成された。

また、地形的な制約により比較的コンパクトに形成された中心市街地には、県都にふさわしい商業や業務等の様々な都市機能の集積が進み、社会基盤整備も高い水準を維持している。

(課題)

こうした現状を踏まえ、人口減少や少子高齢社会の到来などに対応するため、これまでに蓄積された社会資本ストックの効果的な活用を図り、良好な都市基盤を維持向上させ、中心市街地の活力の基盤を形成する整備改善を進めていくことが課題である。

(市街地の整備改善の方向性)

広域高速交通網の整備進捗に伴う交流人口の増大に対応して、交通結節拠点を中心に土地の高度利用と都市機能の集積を進めることによって、南九州の交流拠点都市として、さらに個性と魅力ある都市空間の創出が必要である。

また、少子高齢化の進行に対応して安全で快適な歩行環境や道路等のバリアフリー化事業を推進するとともに、近年における人口の都心回帰傾向を受けて、高齢者を含めすべての人々が安心して暮らせる住みよい市街地環境の整備改善を進める。

さらに、国際観光都市として国内外から多くの人々が訪れる本市のまちの顔にふさわしい都市景観や観光施設等の整備等により、中心市街地の魅力と回遊性の向上を図る。

なお、これらの取組にあたっては関係機関と連携の上、中心市街地の総合的な都市交通の観点から施設の戦略的な整備を図る。

(フォローアップの考え方)

基本計画が認定された2年後の平成21年度に完了もしくは開始している事業について、進捗調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。

また、計画期間満了時点において再度進捗調査を実施し、中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

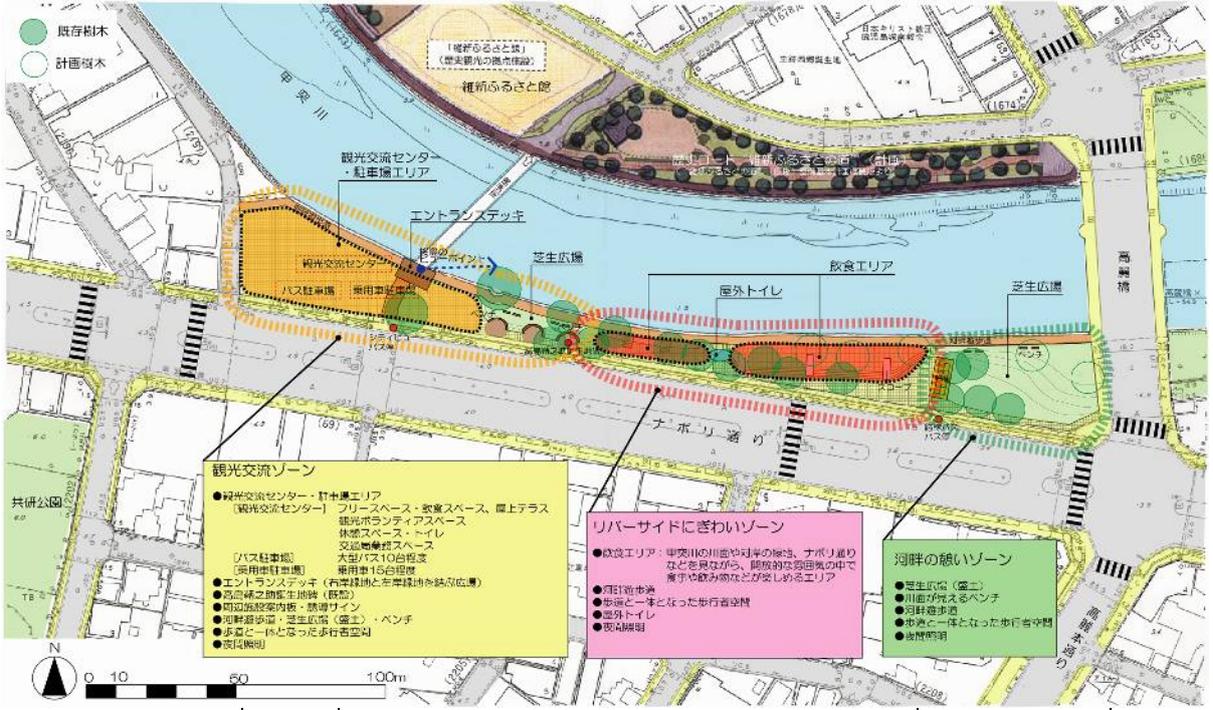
| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|---|---------------------------|---|--|--------|
| <p>事業名：1 中央町 22 番街区 市街地再開発事業</p> <p>内容： 第一種市街地再開発事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延面積：約 5,000 ㎡ ・構造：鉄骨造 ・階数：地上 4 階 ・用途：商業、業務施設、 駐車場 <p>位置： 中央町 22 番街区</p> <p>地区面積： 約 0.22ha</p> <p>実施時期： H17 年度～H21 年度</p> | <p>中央町 22 番街区市街地再開発組合</p> | <p>〔目標達成のための位置づけ〕</p> <p>平成 22 年度末の九州新幹線全線開業に向けて、鹿児島中央駅南部地区では、陸の玄関としての顔づくりや商店街の活性化が望まれている。南部地区の中央に位置する中央町 22 番街区では、隣接する 23 番街区と連携して、市街地再開発事業を推進することにより、魅力ある商業施設や快適な回遊拠点などを整備し、南部地区ひいては中央駅周辺の活性化につなげていく。</p> <p>〔必要性〕</p> <p>魅力ある商業機能や立地を生かした業務施設などを整備する再開発事業を推進することは、中央駅南部地区への集客力を高め、にぎわいの創出と活性化のために必要な事業である。</p> <div data-bbox="568 1160 1086 1532" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">↑ 完成予想図</p> | <p>支援措置： まちづくり 交付金</p> <p>実施時期： H19 年度～ H21 年度</p> | |

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|---|---------------------------|--|--|--------|
| <p>事業名：2 中央町 23 番街区 市街地再開発事業</p> <p>内容： 第一種市街地再開発事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延面積：約 13,000 m² ・構造：鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) ・階数：地上 17 階 ・用途：共同住宅、商業業務施設、駐車場 <p>位置： 中央町 23 番街区</p> <p>地区面積： 約 0.27ha</p> | <p>中央町 23 番街区市街地再開発組合</p> | <p>〔目標達成のための位置づけ〕</p> <p>平成 22 年度末の九州新幹線全線開業に向けて、鹿児島中央駅南部地区では、陸の玄関としての顔づくりや商店街の活性化が望まれている。南部地区の中央に位置する中央町 23 番街区では、隣接する 22 番街区と連携して、市街地再開発事業を推進することにより、都心居住を促進する都市型住宅や魅力ある商業施設、快適な回遊拠点などを整備し、南部地区ひいては中央駅周辺の活性化につなげていく。</p> <p>〔必要性〕</p> <p>魅力ある商業機能と都市型住宅の供給を通して、中央駅南部地区への集客力を高め、新たなにぎわいの創出と活性化のために必要な事業である。</p> | <p>支援措置： 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画)</p> <p>実施時期： H19 年度～ H22 年度</p> | |
| <p>実施時期： H17 年度～H22 年度</p> | | <div data-bbox="560 1155 1067 1538" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">↑ 完成予想図</p> <div data-bbox="560 1610 1067 1921" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">↑ アーケード側オープンスペースイメージ図</p> | | |

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|----------------------------------|------|--|--------------------------|--------|
| 事業名：3 中町自転車等駐車場（仮称）整備事業 | 鹿児島市 | 〔目標達成のための位置づけ〕 中心市街地の商店街での自転車等の放置を防止し、安全・円滑な歩行空間の確保を図るための事業である。 | 支援措置： まちづくり交付金 | |
| 内容： 自転車等駐車場の整備 | | また、親子つどいの広場施設を合築することにより、土地の有効活用を図る。 〔必要性〕 自転車等による来街者の利便性向上と、放置自転車の防止や都市景観の向上を図り、中心市街地の回遊促進とにぎわい創出のために必要な事業である。 | | |
| 位置： いづろ・天文館地区 | | | 実施時期： H18年度～ H19年度 | |
| 地区面積： 563.7㎡ | | | | |
| 実施時期： H18年度～H19年度 | |  <p style="text-align: center;">↑ 完成予想図</p> | | |
| 事業名：4 歴史ロード“維新ふるさとの道”（仮称）整備事業 | 鹿児島市 | 〔目標達成のための位置づけ〕 明治維新で、多くの偉人達を輩出した加治屋町の甲突川左岸緑地とその周辺を、観光客や市民が歴史を感じながら散策できる空間として整備し、観光の振興を図る。 | 支援措置： まちづくり交付金 | |
| 内容： 多様な魅力を持った観光ゾーンづくり | | 〔必要性〕 新たな観光の魅力創出により、体験型観光、滞在型観光の振興を図り、交流人口の増加と回遊性の高いまちづくりの推進に必要な事業である。 | | |
| 位置： 甲突川左岸緑地及びその周辺 | | 下級武士屋敷の整備イメージ図 ↓ | 実施時期： H18年度～ H21年度 | |
| 実施時期： H18年度～H21年度 | |  <p style="text-align: center;">↑ 西郷隆盛生誕地の整備イメージ図</p> | | |

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|---|------|---|---|--------|
| 事業名：5 甲突川右岸緑地整備事業 | 鹿児島市 | <p>〔目標達成のための位置づけ〕</p> <p>九州新幹線の全線開業を見据え、鹿児島中央駅～ナポリ通り～甲突川右岸～甲突川左岸～電車通りのエリアを観光客や市民が快適に散策できる空間として一体的に整備を図り、回遊性のある観光ゾーンづくりを行い、観光の振興を図る。</p> <p>〔必要性〕</p> <p>観光情報発信等のための新たな拠点施設の設置や、当該地区に不足している観光バス駐車場の整備等を行うことにより、観光客の利便性の向上が図られることから、回遊性の高いまちづくりの実現のために必要な事業である。</p> | <p>支援措置： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）</p> <p>実施時期： H19年度～ H22年度</p> | |
| 内容： 多様な魅力を持った観光ゾーンづくり | | | | |
| 位置： 甲突川右岸緑地及びその周辺 面積：5,731.4㎡ 東西延長：約300m | | | | |
| 実施時期： H19年度～H22年度 | | | | |

甲突川右岸緑地整備事業整備基本計画平面図



| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|--|------|--|--------------------------|--------|
| 事業名：6 ファンタスティックイルミネーション推進事業 | 鹿児島市 | 〔目標達成のための位置づけ〕 九州新幹線全線開業を見据え、彩り豊かな魅力ある鹿児島の夜を演出するため、公共の都市施設のライトアップや、商店街等によるイルミネーションの設置を、行政と民間が一体となって実施し、夜の景観向上や安全性向上を図るとともに、滞在型観光の推進を図る。 | 支援措置： まちづくり交付金 | |
| 内容： 特性を生かした魅力ある夜間景観による観光地づくり | | 〔必要性〕 市民や観光客が気軽にまち歩きを楽しめる感動と魅力あふれる中心市街地の夜間景観の創造と回遊性の向上を図るために必要な事業である。 | | |
| 位置： 中心市街地 ・市電軌道敷（鹿児島中央駅～鹿児島駅） ・歴史ロード“維新ふるさとの道”（仮称）整備区域及び南洲橋 | | ※ 本事業は、市電軌道敷緑化（芝生化）整備事業、歴史ロード“維新ふるさとの道”（仮称）整備事業及び商店街ファンタスティックイルミネーション事業と連携して相乗効果を図る。 | 実施時期： H18年度～ H21年度 | |
| 実施時期： H18年度～H21年度 | |  <p>↑ナポリ通りライトアップ（H18年度）</p>  <p>↑軌道敷緑化ライトアップ（H19年度～）</p> | | |

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|--|----------------------------|---|--|--------|
| <p>事業名：7-1 市電軌道敷緑化 整備事業</p> <p>内容： 街路の緑化 （市営電車軌道敷 の緑化）</p> <p>位置： ①鹿兒島中央駅～ 鹿兒島駅前 ②唐湊電停～ 中洲電停交差点</p> <p>実施時期： ①H18年度～ H19年度 ②H23年度～ H24年度</p> | <p>鹿 兒 島 市</p> | <p>〔目標達成のための位置づけ〕 中心市街地の市営電車軌道敷の芝生緑化により、ヒートアイランド現象の緩和や個性ある都市景観の向上を図り、来街者に潤いと安らぎのある都市空間を提供する本市の路面電車活用による回遊性向上のための先進的なまちづくり事業として位置づけている。</p> <p>〔必要性〕 中心市街地の魅力アップ、回遊促進及び活性化を図るとともに、公共交通の利便増進と都市環境に配慮した中心市街地の活性化のために必要な事業である。</p> <p>※ ファンタスティックイルミネーション推進事業（芝生化された軌道敷をライトアップする）及び商店街ファンタスティックイルミネーション事業と連携して相乗効果を図る。</p> <div data-bbox="560 1155 1067 1516" data-label="Image"> </div> <p>↑緑の回廊は新たな観光かごしまの顔</p> <div data-bbox="560 1637 1067 1973" data-label="Image"> </div> <p>↑緑化された軌道敷と新型 LRT</p> | <p>支援措置： ①まちづくり交付金 ②社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</p> <p>実施時期： ①H18年度～ H19年度 ②H23年度～ H24年度</p> | |

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|--|------|--|---|--------|
| <p>事業名：8 舗装新設・歩道整備事業</p> <p>内容： 道路環境のバリアフリー化整備</p> <p>位置： ナポリ通線、パース通線、平田橋武線ほか</p> <p>実施時期： H18年度～H27年度</p> | 鹿児島市 | <p>〔目標達成のための位置づけ〕 歩道の段差解消や勾配の緩和等バリアフリー化を推進し、子ども、障害者、高齢者を含め、すべての人にとって安全かつ快適な歩行空間を確保する。</p> <p>〔必要性〕 カラー舗装化を併せて行うことにより、人々が楽しみながら、まちなかを散策する快適な歩行者空間を整備し、回遊促進とにぎわい創出のために必要な事業である。</p> | <p>支援措置： ①社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） ②社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</p> <p>実施時期： ①H18年度～H22年度 ②H23年度～H27年度</p> | |
| <p>事業名：9 鹿児島駅周辺都市拠点総合整備事業</p> <p>内容： 行政と住民等との共通のまちづくり指針となる「まちづくりガイドライン」を作成・活用したまちづくりとデザインマネジメント</p> <p>位置： 鹿児島駅の旧国鉄用地を中心とする駅周辺部</p> <p>実施時期： H18年度～H27年度</p> | 鹿児島市 | <p>〔目標達成のための位置づけ〕 鹿児島駅周辺地区は、鹿児島中央駅地区、中央地区等とともに中心市街地の一角を形成する地区であり、豊かな歴史と文化に生まれ、景観にも優れるなどポテンシャルが高い。そこで、基盤整備の取り組みと同時進行させる形で、行政と住民等の共通のまちづくり指針となる「まちづくりガイドライン」を作成、実践するとともに、「まちづくりガイドライン」を活かしながら基盤整備計画と並行して、地域住民、民間等が参加する中で駅周辺整備に導入する街並みデザインの調査・検討を行うことにより、歴史、文化等資源が分布する駅周辺、上町、磯、鹿児島本港、中央地区等が回遊性を有しつつ一体的に賑わうまちづくりを実現する。</p> <p>〔必要性〕 まちの着実な発展には、まちづくりの主役である住民等と、基盤整備を行う行政など関係者がそれぞれの役割を理解したうえで連携し、長期的視点に立って地域の価値や魅力の向上を目指すことが必要であり、行政と住民等共通のまちづくり指針を作成することは、社会ストックを生かして効率的・効果的にまちの活性化を推進する上からも必要な事業である。</p> | <p>支援措置： ①社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） ②社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</p> <p>実施時期： ①H18年度～H22年度 ②H23年度～H27年度</p> | |

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|--|------|--|---|--------|
| <p>事業名：10 ブルースカイ計画事業</p> <p>内容： 電線類の地中化の推進</p> <p>位置： パース通線、文化通り3号線、平田橋武線ほか</p> <p>実施時期： H19年度～H27年度</p> | 鹿児島市 | <p>〔目標達成のための位置づけ〕 電線類の地中化を行い、安全で快適な歩行者空間の確保や美しい都市景観の向上を進め、まちなかの回遊性向上を図る。</p> <p>〔必要性〕 来街者の誰もが安全で快適に移動できる歩行者空間を確保することは、中心市街地の回遊促進と活性化のために必要な事業である。</p>  <p>↑現在の文化通り3号線（歩道上の電柱）</p> | <p>支援措置： ①社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） ②社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</p> <p>実施時期： ①H19年度～H22年度 ②H23年度～H27年度</p> | |
| <p>事業名：11 （仮称）清滝川通り整備事業</p> <p>内容： 路上駐車場廃止を含めた一体的整備</p> <p>位置： いづろ・天文館地区</p> <p>実施時期： H19年度～H22年度</p> | 鹿児島市 | <p>〔目標達成のための位置づけ〕 鹿児島市清滝川通り路上駐車場は周辺の民間駐車場の増加等により利用者が減少傾向にあることから、平成20年度末での廃止を含めた今後の取り扱い方針を定めるとともに、安全で快適な歩行者空間の確保や都市景観の向上を図る。</p> <p>〔必要性〕 天文館公園や繁華街に通じる通りであることから、歩行者動線の確保と安全で親しみと潤いのある都市環境の整備や景観向上を図ることで、中心市街地の回遊促進と活性化につながる必要な事業である。</p> | <p>支援措置： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）</p> <p>実施時期： H20年度～H22年度</p> | |

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|--|------|---|---|--------|
| <p>事業名：68 天文館通1号線 緑化整備事業</p> <p>内容： 商店街の芝生などの緑化整備による景観形成</p> <p>位置： いづろ・天文館地区</p> <p>実施時期： H23年度</p> | 鹿児島市 | <p>〔目標達成のための位置づけ〕 中心市街地のいづろ・天文館地区から中央公園、歴史と文化のゾーンをつなげる回遊性の高い天文館通1号線（通称テンパーク通り）について、緑化整備による景観形成を行うことにより、新たなにぎわい、安らぎ、潤いを創出し、回遊性の向上を図る。</p> <p>〔必要性〕 本事業は、鹿児島市の顔となってきた市電軌道敷緑化のように、テンパーク通りを芝生などによって緑化整備することにより、周辺地域との回遊性の向上を図るものである。新たな都市景観が創出されることにより、新幹線全線開業後の来街者の増加につながり、ひいては中心市街地の活性化をもたらす機会であることから、必要かつ重要な事業である。</p> | <p>支援措置： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</p> <p>実施時期： H23年度</p> | |
| <p>事業名：69 天文館公園再整備事業</p> <p>内容： 天文館公園の再整備</p> <p>位置： いづろ・天文館地区</p> <p>実施時期： H23年度～H25年度</p> | 鹿児島市 | <p>〔目標達成のための位置づけ〕 天文館公園は、南九州随一の繁華街の天文館に位置し、中心市街地における潤いと安らぎの場として、また、にぎわいと活力をもたらすためのイベント等に対応できる場として、その機能や役割の更なる充実が求められている。再整備により、都市公園としての役割に加え、周辺地域との連携を強化し回遊性の向上及び中心市街地の活性化を図る。</p> <p>〔必要性〕 中心市街地におけるにぎわいや集客、広域ネットワークの拠点としての機能強化によるいづろ・天文館地区の活性化及び回遊性の向上を図るために必要かつ重要な事業である。</p> | <p>支援措置： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（都心部地区））</p> <p>実施時期： H23年度～ H25年度</p> | |

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|--|------|--|---|--------|
| <p>事業名：14-2 J T 跡地緑地整備事業</p> <p>内容： J T 跡地の緑地整備</p> <p>位置： 日本たばこ産業（J T）鹿児島工場跡地</p> <p>実施時期： H23 年度～H26 年度</p> | 鹿児島市 | <p>〔目標達成のための位置づけ〕</p> <p>J T 跡地に計画されている緑地用地については、地域住民や市立病院の入院患者が気楽に散策できる緑地施設として整備し、市民福祉と都市機能の向上及び中心市街地の活性化を図る。</p> <p>〔必要性〕</p> <p>J T 跡地を新たな緑化拠点として、緑豊かな魅力ある都市空間の形成を図ることは、市民福祉と都市機能の向上及び中心市街地の活性化のために必要な事業である。</p> | <p>支援措置： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（都心部地区））</p> <p>実施時期： H23 年度～ H26 年度</p> | |
| <p>事業名：70 冬季光の回廊事業</p> <p>内容： マイアミ通りと海岸通りに、ドルフィンポートやみなと大通り公園につながるイルミネーションを設置し、冬季光の回廊を創出</p> <p>位置： マイアミ通りと海岸通り（臨港道路本港区線）の一部</p> <p>実施時期： H22 年度～</p> | 鹿児島市 | <p>〔目標達成のための位置づけ〕</p> <p>すでに実施している市電軌道敷芝生のライトアップ、ドルフィンポートやみなと大通り公園のイルミネーションにつながる、新たなイルミネーションを実施し「光の回廊」を創出することにより、夜の回遊性の向上、冬季の宿泊観光客の増加を図る。</p> <p>〔必要性〕</p> <p>本事業は、宿泊観光客数の落ち込む冬季（12月、1月）における観光客誘致を目的に実施し、夜間における街並みの魅力の向上を図るものである。ライトアップやイルミネーションを実施するマイアミ通り、海岸通り、みなと大通り公園、電車通りからなる光の回廊は、多くの市民や観光客がまち歩きを楽しめる夜間景観であり、交流人口の増加につながる必要かつ重要な事業である。</p> | <p>支援措置： ①社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） ②社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</p> <p>実施時期： ①H22 年度 ②H23 年度～ H27 年度</p> | |

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|--|------|---|---|--------|
| <p>事業名：67 いづろ・天文館地区回遊空間づくり推進事業</p> <p>内容： 中央公園と天文館公園を結ぶ歩行軸を中心とした地区内の回遊空間づくりの推進</p> <p>位置： いづろ・天文館地区</p> <p>実施時期： H21年度～H24年度</p> | 鹿児島市 | <p>〔目標達成のための位置づけ〕 本事業は、歩いて楽しく回遊できるまちづくりを目指し、ワークショップなどにより、具体的な活性化策の検討を行い、事業化を推進することで、いづろ・天文館地区のにぎわいの創出と回遊性の向上を図る。</p> <p>〔必要性〕 本事業は、地元事業者、学生、アーティスト等の多様な主体が参画するワークショップの開催やオープンカフェ等の社会実験の実施により、現在天文館に不足している機能やサービス、また新たな人をひきつけるような方策について、具体的な施策の検討を行い、事業の実現を推進するものである。いづろ・天文館地区のにぎわいの創出と回遊性の向上に貢献することから、中心市街地の活性化を図る上で必要かつ重要な事業である。</p> | <p>支援措置： ①都市環境改善支援事業 ②社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（都心部地区））</p> <p>実施時期： ①H21年度～H22年度 ②H23年度～H24年度</p> | |
| <p>事業名：74 鹿児島中央駅周辺一体的まちづくり推進事業</p> <p>内容： 行政と事業者等との共通のまちづくりの指針となる「まちづくりガイドライン」を作成・活用したまちづくり</p> <p>位置： 鹿児島中央駅地区</p> <p>実施時期： H23年度～H25年度</p> | 鹿児島市 | <p>〔目標達成のための位置づけ〕 「陸の玄関」である鹿児島中央駅の周辺地区において、エリアマネジメントの考え方にに基づき、行政と事業者等の共通のまちづくりの指針となるガイドラインを作成・実践することにより、同地区において更なる個性と魅力のある一体的なまちづくりを通じて、にぎわい創出と回遊性の向上を図る。</p> <p>〔必要性〕 鹿児島中央駅周辺における更なる発展には、まちづくりの主役である事業者等と行政など関係者が連携し、長期的視点に立ち地域の価値や魅力の向上を目指すことが必要であり、行政と事業者等の共通のまちづくりの指針を作成することは、より効率的・効果的にまちの活性化を推進する上からも必要な事業である。</p> | <p>支援措置： 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（都心部地区））</p> <p>実施時期： H23年度～H25年度</p> | |

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|--|------|---|---|--------|
| 事業名：7-2 市電軌道敷緑化整備事業 内容： 街路の緑化 （市営電車軌道敷の緑化） 位置： 中洲通～鹿児島中央駅、高見馬場交差点～新屋敷交差点 実施時期： H19年度～H20年度 | 鹿児島市 | 〔目標達成のための位置づけ〕 中心市街地の市営電車軌道敷の芝生緑化により、ヒートアイランド現象の緩和や個性ある都市景観の向上を図り、来街者に潤いと安らぎのある都市空間を提供する本市の路面電車活用による回遊性向上のための先進的なまちづくり事業として位置づけている。 〔必要性〕 中心市街地の魅力アップ、回遊促進及び活性化を図るとともに、公共交通の利便増進と都市環境に配慮した中心市街地の活性化のために必要な事業である。 | 支援措置： 都市交通システム整備事業 実施時期： H19年度～H20年度 | |

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援措置のないその他の事業

| 事業名、内容及び実施時期 | 実施主体 | 目標達成のための位置づけ及び必要性 | 支援措置の内容及び実施時期 | その他の事項 |
|--|------|---|---------------|--------|
| 事業名：12 屋外広告物による景観まちづくり事業 内容： 実態調査、あり方の検討、検討委員会での検討、屋外広告物条例の改正、条例骨子案の作成、市民意見募集 実施時期： H20年度～H22年度 | 鹿児島市 | 〔目標達成のための位置づけ〕 景観の重要な要素である屋外広告物のあり方を検討し、屋外広告物条例改正へ活かし、景観計画や景観条例とともに中心市街地における良好な景観形成を図る。 〔必要性〕 景観法に基づく景観計画の策定・景観条例の制定に向けて取り組む中で、屋外広告物の規制誘導について調査を行い、その良好なあり方を検討し対応することは、本市のまちの顔である中心市街地の都市景観形成とまちのイメージアップ・活性化を図るために重要かつ必要である。 | 支援措置： 市単独費 | |